

令和3年6月11日

（名称）佐久市地域公共交通確保維持改善協議会
（代表者名） 会長

生活交通確保維持改善計画の名称
佐久市地域内フィーダー系統確保維持計画（令和4年度～令和6年度分）
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>佐久市内の公共交通は、北陸新幹線、JR小海線、市の補助による廃止代替バス、市の委託による路線バスやデマンド交通により構成されている。これらの公共交通機関は、通勤・通学や通院の際、市民の「生活の足」となる日常生活に必要不可欠な移動手段であり、維持存続を図っていく必要がある。</p> <p>しかしながら、市民の日常生活における自家用自動車への依存度は高いままであり、少子高齢化による市の財政負担の増加、運転手不足や運賃収入の減少等による民間交通事業者の経営環境の悪化など、地域公共交通を取り巻く現状は厳しさを増している。</p> <p>同時に、人口減少、高齢化に対応した「機能集約・ネットワーク型まちづくり」に向け、まちづくり等と連携し将来にわたって持続可能な公共交通体系を構築するため、平成29年3月に「佐久市地域公共交通網形成計画」（以下、網計画）を策定した。</p> <p>網計画では、市内に6つの拠点地区を設定し、拠点地区同士をつなぐ公共交通と拠点地区まで移動する公共交通を設定した。</p> <p>網計画に基づき、市内循環バス及びデマンド交通の運行について運行時間の見直しやエリア拡大等の利用促進の事業等を推進してきた。</p> <p>本事業は、網計画の方針に従うとともに、網計画の計画期間終了後に策定予定の地域公共交通計画の策定を見据え、地域公共交通網の充実及び確保・維持を図るとともに、課題を明らかにし、改善を図るものである。</p>
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
（1）事業の目標

令和4年度～令和6年度の3か年度の事業実施による数値目標を下記のとおりとする。

事業実施における定量的な目標値として、次の利用者数を設定する。

■路線別利用者数

※路線別利用者数は、令和2年度（R1.10～R2.9）の利用実績を基に設定。

【】内はR2年度実績

- ・山手線（通学通勤バス山手線、地域間連絡バス山手線）13,000人/年【12,385人】
- ・市内全域デマンド交通（市街地エリア、平根エリア、東エリア、平賀エリア、野沢エリア、浅科エリア、中佐都エリア、臼田エリア、望月エリア[Wユ1]）[Wユ2]17,000人/年【16,445人】

事業実施における定性的な目標値として、次の利用者満足度を設定する。

■利用者満足度（佐久市全体）

- ・現状の53.8%（平成28年度※）から現状以上（令和5年度）へ増加

■収支割合（佐久市全体）

- ・現状の14.8%（平成27年度※）から現状以上（令和5年度）へ増加 ※は会計年度（佐久市地域公共交通網形成計画P50参照）

（2）事業の効果

（1）山手線

朝夕の通学通勤時間帯には、通学通勤バス山手線として平日毎日運行し、「中仙道線」の八幡バス停留所において各路線と接続することにより、児童生徒、通勤者の市内の通学通勤手段が確保される。

また、日中は曜日運行で地域間連絡バス山手線として運行し、朝夕と同様に地域間幹線系統と接続、補完し合うことにより、高齢者等の買い物や通院などの日常生活に必要な移動手段が確保され、地域住民の外出促進及び地域の活性化にもつながる。

平成28年4月1日より、新たに野沢・中込方面行きの夕方便と八幡・望月方面行きの朝便各1便の増便を行い、利便性を高めている。

利用の多い学生の利便性向上を主な目的として、ルートやダイヤ変更について事業者と協議をしていく。

（2）市内全域デマンド交通（市街地エリア、平根エリア、東エリア、平賀エリア、野沢エリア、浅科エリア、中佐都エリア、臼田エリア、望月エリア）

市内全域を9系統のデマンド交通により網羅し、市内のどこからでもデマンド交通の乗車のみで地域間幹線系統である「中仙道線」の停留所や、佐久平駅などで鉄道へ接続が可能となる。ただし、毎日一定数の利用が見込まれる市街地エリアの朝夕の時間帯については、予約不要の定時定路線の運行により接続する。[Wユ3]

これにより、高齢者等の買い物や通院などの日常生活に必要な移動手段としてだけでなく市外への移動手段としての利便性の向上が図られ、地域住民の外出促進及び地域の活性化にもつながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・バス等の整備運行事業（廃止代替バス、デマンド交通の運行）、実施主体は佐久市・交通事業者
- ・利便性向上事業（バス停等の待合環境の改善、車両の更新と整備、企画乗車券の検討、公共交通案内の充実）、実施主体は佐久市・交通事業者・佐久市地域公共交通確保維持改善協議会
- ・利用促進事業（チラシ配布やホームページ等による公共交通の乗り方の周知・啓発、一般市民を対象にぞっこんさく市等利用促進・体験イベント等の開催、利用促進グッズの企画・製作、免許返納者に対する割引回数券の交付、ノーマイカー通勤の推進、利用状況の地域へのフィードバック）、実施主体は佐久市・区・交通事業者・佐久市地域公共交通確保維持改善協議会
- ・評価・検証事業（地域公共交通評価・検証の実施）、実施主体は佐久市地域公共交通確保維持改善協議会（佐久市地域公共交通網形成計画P51参照）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

① 予定している時刻表・運行予定期間

予定している時刻表 … 別添
 運行予定期間 … 下記③のとおり

② 運行事業者決定の経緯

(1) 山手線（通学通勤バス山手線、地域間連絡バス山手線）

従来、千曲バス㈱が自主運行路線として本路線を運行してきており、道路網・集落分布などの地域の実情を熟知しているとともに、冬期間の運転技術を有し安全性に優れていること、運行に必要なバス車両等を保持していること、地域の交通事業者に運行を任せることが地域企業の育成や地域経済の活性化につながるなどから、千曲バス㈱を運行事業者とすることについて、本協議会にて承認した。

(2) 市内全域デマンド交通（市街地エリア、平根エリア、東エリア、平賀エリア、野沢エリア、浅科エリア、中佐都エリア、臼田エリア、望月エリア）

市内の道路網、集落分布などの地域の実情を熟知しているとともに冬期間の運転技術を有し安全性に優れていること、地域企業の育成や地域経済の活性化の観点から、佐久医療センタータクシー事業者会（市街地エリアは千曲バス株式会社、平根エリアはニュー交通有限会社、東エリア及び平賀エリアは岩村田観光タクシー株式会社、野沢エリアは東信観光バス株式会社、浅科エリアは浅科観光ハイヤー有限会社、中佐都エリアは松葉タクシー有限会社、臼田エリアは有限会社高原タクシー、望月エリアは望月観光タクシー株式会社及び望月ハイヤー有限会社）を運行予定事業者〔Wユ4〕とする。

③ 運行予定期間

(1) 令和4年度（令和3年10月1日～令和4年9月30日）

- ・山手線（通学通勤バス山手線、地域間連絡バス山手線）
- ・市内全域デマンド交通（市街地エリア、平根エリア、東エリア、平賀エリア、野沢エリア、浅科エリア、中佐都エリア、臼田エリア、望月エリア）

(2) 令和5年度（令和4年10月1日～令和5年9月30日）

- ・山手線（通学通勤バス山手線、地域間連絡バス山手線）
- ・市内全域デマンド交通（市街地エリア、平根エリア、東エリア、平賀エリア、野沢エリア、浅科エリア、中佐都エリア、臼田エリア、望月エリア）

<p>(3) 令和6年度（令和5年10月1日～令和6年9月30日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山手線（通学通勤バス山手線、地域間連絡バス山手線） ・市内全域デマンド交通（市街地エリア、平根エリア、東エリア、平賀エリア、野沢エリア、浅科エリア、中佐都エリア、臼田エリア、望月エリア） <p>④輸送量が15人～150人/日と見込んだ根拠となる算出式（地域間幹線系統のみ） 地域内フィーダー系統につき、該当なし</p> <p>⑤地域内フィーダー系統の補足資料 （既存交通や地域間交通との関係や整合性を図っている旨の説明等を説明した資料） 地域内フィーダー系統は、佐久市内の国道・県道・主要市道路網を有効活用して運行し、地域間幹線系統及び、その他の市内運行路線と接続、補完し合い、市内の移動を支援する機能を有するよう整合を図っている。 なお、山手線は地域間幹線系統「中仙道線」の八幡バス停留所と共有し、市内全域デマンド交通は地域間幹線系統「中仙道線」の岩村田駅前停留所・佐久平駅前停留所・塩名田停留所等と共有し、地域住民の市内の移動を支援する機能を有している。</p>
<p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者</p> <p>佐久市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。</p>
<p>6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称</p> <p>千曲バス株式会社、ニュー交通有限会社、岩村田観光タクシー株式会社、東信観光バス株式会社、浅科観光ハイヤー有限会社、松葉タクシー有限会社^[Wユ5]、有限会社高原タクシー、望月観光タクシー株式会社、望月ハイヤー有限会社</p>
<p>7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定手法【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</p> <p>※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない</p> <p>該当なし</p>
<p>8. 別表1及び別表3の補助事業の基準二に基づき、協議会が1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要【地域間幹線系統のみ】</p> <p>地域内フィーダー系統につき、該当なし</p>
<p>9. 別表1及び別表3の補助事業の基準八に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧【地域間幹線系統のみ】</p> <p>地域内フィーダー系統につき、該当なし</p>
<p>10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項【地域間幹線系統のみ】</p> <p>※該当なし</p>

1 1. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
※該当なし
1 2. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付
1 3. 車両の取得に係る目的・必要 ^[Wユ6] 性 【車両減価償却費等国庫補助金又は公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 ※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない
※該当なし
1 4. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金又は公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 ※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
1 5. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者（表6または表8） 【車両減価償却費等国庫補助金又は公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
1 6. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
1 7. 協議会の開催状況と主な議論 ※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない
<p>平成 23 年 4 月 27 日（第 1 回協議会）：公共交通体系の再構築を進めるスキーム 6 月 1 日（第 2 回協議会）：諸調査の進め方について 8 月 22 日（第 3 回協議会）：市民アンケート等諸調査の内容について 11 月 15 日（第 4 回協議会）：市民アンケート等諸調査の結果について 12 月 21 日（第 5 回協議会）：生活交通ネットワーク計画素案（調査事業）について 平成 24 年 1 月 16 日（第 6 回協議会）：生活交通ネットワーク計画素案（調査事業）について 1 月 24 日（第 7 回協議会）：生活交通ネットワーク計画素案（調査事業）について 2 月 6 日（第 8 回協議会）：生活交通ネットワーク計画素案（調査事業）について 3 月 9 日（第 9 回協議会）：生活交通ネットワーク計画案（調査事業）について協議・合意 6 月 1 日（第 10 回協議会）：地域内フィーダー系統確保維持計画について協議 7 月 26 日（書面による報告）：協議会委員に臼田地域デマンド交通の運行事業者の決定について報告</p>

平成 25 年	1 月 29 日 (第 11 回協議会)	: 事業プログラム進捗状況と利用実態調査結果について
	6 月 7 日 (第 12 回協議会)	: 地域内フィーダー系統確保維持計画について協議
	8 月 28 日 (第 13 回協議会)	: 乗車ヒアリング及び利用実態調査の結果について
	11 月 11 日 (第 14 回協議会)	: 平成 26 年 3 月の運行改正について
平成 26 年	3 月 25 日 (第 15 回協議会)	: 平成 26 年度生活交通ネットワーク計画の改定について
	5 月 28 日 (第 16 回協議会)	: 地域内フィーダー系統確保維持計画について協議
平成 27 年	2 月 5 日 (第 17 回協議会)	: 佐久市バス・デマンド交通の利用状況について
	6 月 10 日 (第 18 回協議会)	: 地域内フィーダー系統確保維持計画について協議
	8 月 25 日 (書面協議)	: 協議会委員の追加、田口線の事業者変更について協議
	10 月 8 日 (第 19 回協議会)	: 乗り込み調査の結果・今後の公共交通の課題等について協議
	12 月 3 日 (第 20 回協議会)	: 山手線の増便、佐久市公共交通の現状と課題について協議
平成 28 年	6 月 1 日 (第 21 回協議会)	: 地域内フィーダー系統確保維持計画について協議
	11 月 18 日 (第 22 回協議会)	: 地域内フィーダー系統確保維持計画について協議
平成 29 年	2 月 15 日 (第 23 回協議会)	: 地域公共交通網形成計画案の承認、計画策定による地域内フィーダー系統補助金嵩上げについて確認
	6 月 28 日 (第 24 回協議会)	: 地域内フィーダー系統確保維持計画について協議
	8 月 3 日 (第 25 回協議会)	: 新公共交通体系(案)について協議
平成 30 年	3 月 28 日 (第 26 回協議会)	: 佐久市地域公共交通網形成計画の評価・検証について
	6 月 1 日 (第 27 回協議会)	: 地域内フィーダー系統確保維持計画について協議
平成 31 年	2 月 8 日 (第 28 回協議会)	: 市内循環バスのダイヤ変更について協議
令和元 年	6 月 27 日 (第 1 回協議会)	: 地域内フィーダー系統確保維持計画について協議承認を得た
	9 月 11 日 (書面協議)	: 千曲バス(株)運行路線の新設運行系統・廃止運行系統、運行時刻・回数の変更について協議 山手線(前山経由)系統の起点変更承認を得た
	10 月 11 日 (第 2 回協議会)	: 路線バスの減便・廃止(フィーダー対象路線含む)等について協議承認を得た
	11 月 13 日 (書面協議)	: 北循環線及び南循環線の土日祝日便の廃止について協議承認を得た
令和 2 年	1 月 29 日 (第 3 回協議会)	: 南循環線の経路変更、北循環線及び南循環線のダイヤ変更について協議承認を得た
	2 月 20 日 (書面協議)	: 中仙道線及び佐久御代田線の経路変更、デマンド交通「野沢エリア」「平賀エリア」の営業区域変更について協議承認を得た
	7 月 3 日 (書面協議)	: 地域内フィーダー系統確保維持計画について協議承認を得た
	9 月 9 日 (書面協議)	: 市内循環バス停留所の新設及びダイヤ改正、中仙道線の経路変更、布施線・春日線の経路変更及びダイヤ改正について協議承認を得た
	2 月 2 日 (書面協議)	: 山手線のダイヤ変更、大沢線・内山線の廃止、市内循環バスの一部ダイヤ改正について協議承認を得た

18. 利用者等の意見の反映

平成 28 年度の「地域公共交通網形成計画」の策定にあたり、地域において意見交換会を実施した。

- ・市内 7 地区での意見交換会（各 1 回）
- ・パブリックコメント

上記結果は「佐久市地域公共交通網形成計画」に反映している。

- ・利用状況調査（毎年度実施）
- ・乗車ヒアリング及び利用実態調査（毎年度実施）
- ・「ぞっこんさく市」へのバス車両とモビリティマネジメント
- ・区の要望
- ・利用教室等でのアンケート
- ・高校生アンケート
- ・佐久市議会からの提言

19. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	長野県企画部交通政策課、長野県佐久地方事務所地域政策課
関係市区町村	佐久市
交通事業者・交通施設管理者等	千曲バス株式会社、東信観光バス株式会社、公益社団法人長野県バス協会、長野県タクシー協会佐久支部、東日本旅客鉄道株式会社長野支社、千曲バス労働組合、長野県佐久建設事務所、佐久警察署、佐久市建設部土木課
地方運輸局	北陸信越運輸局長野支局
その他協議会が必要と認める者	地区区長会、公募委員、小諸市、信州大学、佐久商工会議所、佐久障害者自立支援協議会、佐久市民生児童委員協議会、佐久市シニアクラブ連合会、佐久市PTA連合会、佐久市学事連合会

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）長野県佐久市中込 3056 番地

（所 属）佐久市 環境部

生活環境課 生活公共交通係

（氏 名）市村 翔

（電 話）0267-62-2111（内線 335）

（e-mail）seikan@city.saku.nagano.jp